

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 9 月 12 日（金）第 651 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 1
- 道路の供用の開始（道路維持課取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（南薩地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（熊毛支庁取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大島支庁取扱い） 3
- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（2件）（青少年男女共同参画課取扱い） 3
- 令和 8 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（農産園芸課取扱い） 3
- 令和 8 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 4

告

示

鹿児島県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 9 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
肝属郡肝付町南方字上小丸1282番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第571号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更

した。

なお、区域を表示した図面は、令和 7 年 9 月 12 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市坊津町坊字小込山3810番地先から同市坊津町坊字長野谷2258番7地先まで	前	8.8～29.9	635.5
			後	8.8～29.9	635.5
			後	9.9～112.3	708.0

鹿児島県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和 7 年 9 月 12 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	霜出南別府線	南九州市知覧町南別府十文字ノ下24321番1地先から同市知覧町南別府字小桑尾24311番1地先まで	令和 7 年 9 月 12 日

南薩地域振興局告示第11号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

南薩地域振興局長 川畑敬郎

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
児童発達支援センターブラッサム	枕崎市千代田町2番地	社会福祉法人富士福祉会	枕崎市板敷西町321番地	岩下 誠	令和 7 年 9 月 1 日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
グループホームりんりん	鹿屋市笠之原町7402番地1	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 修也	令和 7 年 9 月 1 日	共同生活援助

熊毛支庁告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

熊毛支庁長 竈原剛

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパー事業所 Niji	熊毛郡屋久島町 安房 1796-14-106	株式会社 Hibari-Imedico	熊毛郡屋久島町 尾之間 913-1	岩切 里美	令和 7 年 9 月 1 日	居宅介護 ・ 重度訪問介護

大島支庁告示第 15 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 9 月 12 日

大島支庁長 松藤啓介

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ことばと発達サポート GLOBALKIDS	大島郡徳之島町 亀津 4194 番地 3	特定非営利活動法人 徳之島グローバル KIDS	大島郡徳之島町 亀津 4176 番地 1	井 健二郎	令和 7 年 9 月 1 日	保育所等 訪問支援

公 告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 7 年 9 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
鹿児島県青少年会館（以下「青少年会館」という。）
- 2 公の施設の所在地
鹿児島市鴨池新町 1 番 8 号
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 青少年会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 青少年会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
 - (3) 青少年会館の施設及び設備の利用に係る料金に関する業務
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、青少年会館の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 7 年 9 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
フラワーパークかごしま（以下「フラワーパーク」という。）
- 2 公の施設の所在地
指宿市山川岡児ヶ水1611番地
- 3 指定管理者に行わせる業務の範囲
 - (1) フラワーパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) フラワーパークの利用に係る料金に関する業務
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、フラワーパークの管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号

.....

令和 8 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告
 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第 1402 号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。
 令和 7 年 9 月 12 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市 鴨池新町10番 1 号 郵便番号890 －8577）	令和 7 年 9 月 22 日から同年 10 月 16 日までのそれぞれの日（県の休日 を除く。）。なお、郵送の場合は、 令和 7 年 10 月 16 日の消印のあるも のまで受け付ける。	8 : 30～12 : 00 13 : 00～17 : 15